債務整理に係る法律事務を受任した弁護士の説明義務

山　代　忠　邦

平成25年４月16日最高裁第３小法廷判決（平成24年(受)第651号損害賠償請求事件）民集67巻４号1049頁―破棄差戻し

【事　実】

本件は，Ａ（Ａは第１審係属中に死亡し，その妻Ｘが訴訟手続を受継した）が，債務整理を依頼した弁護士Ｙに対して，債務整理の方針について説明義務違反があったことなどを理由として，債務不履行に基づく損害賠償を求めた事案である。

１　事実関係

平成17年６月30日，Ａは，Ｙの事務所を訪問し，消費者金融業者に合計約250万円の債務があるなどとして，債務整理の相談をした。Ｙは，債務の返済状況等を聴取した後，Ａに対して，過払金が生じている消費者金融業者から過払金を回収したうえで，これを原資として他の債権者に一括払いの和解提案をして債務整理を行うこと，債務整理費用は30万円，過払金回収報酬は回収額の３割であることなどを説明した。この説明を受けて，ＡはＹとの間で債務整理を目的とする委任契約を締結した。

Ｙが，利息制限法所定の制限利率に従って，Ａが債権者に弁済した元利金の充当計算を行ったところ，Ｂ及びＣに対しては元本債務が残っているが，Ｄ，Ｅ及びＦに対しては過払金が発生していることが判明した。そこで，Ｙは，これら３社に対する過払金返還請求訴訟を提起し，平成18年６月２日までに，合計159万6793円の過払金を回収した。この過払金によってＢ及びＣ

に対する支払原資の確保ができたことから，Ｙは，同月12日，Ｂ及びＣに対して，Ａが元本債務の８割に当たる金額を一括して支払うという和解提案の文書を送付した。この文書には，和解不調の場合，５年の消滅時効を待つ旨などが記載されていた。Ｂは和解に応じたが，Ｃはこれに応じなかった。その後，Ｙは，Ｃに対する債務整理について，積極的な交渉をしなかった。

平成18年７月31日頃，Ｙは，Ａに対して，回収した過払金の額やＣに対する残元本債務額のほか，Ｃについては和解提案に応じてもらえないので５年の消滅時効が成立するまで待つ方針（以下，「時効待ち方針」という）を採ること，裁判所やＣから連絡があった場合にはＹに伝えれば対処すること，回収した過払金に係る預り金を返還するが，Ｃとの交渉に備えて必要になるかもしれないので保管した方がよいことなどを説明した[1]。さらに，同日，Ｙは，Ａに対して，前記説明のうち返還する預り金を保管した方がよいということを除いた内容が記載された連絡文書を送付した。そして，Ｙは，同年８月１日，回収した過払金合計159万6793円から報酬等を差し引く経理処理を行い，残額48万7222円から振込費用を控除した残金をＡに送金した。

それから約２年９か月が経過した平成21年４月24日，Ａは，Ｙから，Ｃに対する元本債務として29万7840円残っていること，消費者金融業者の経営が厳しくなったため以前よりも提訴される可能性が高くなってきたこと，12万円程度を用意することができればそれをもとに一括払いの和解交渉を行うことができる旨の説明を受けた（同年５月18日にも，Ｙは，Ａに対して，同趣旨の説明をした）。Ａは，Ｙが依頼者から債務整理を放置したことを理由とする損害賠償請求訴訟を提起されたとの報道等を受けて，Ｙによる債務整理に不安を抱くようになり，同年６月15日，Ｙを解任した。Ａから債務整理の

[1] ＹのＡに対する説明内容について，第１審は原審と異なる事実を認定している。第１審の認定事実によれば，Ｙは，Ａに対して，それまでの債務整理の経緯及びＣについて和解できなかったので時効待ち方針を採ることを説明したうえで，Ｃから連絡があった場合にはＹに伝えるよう指示したが，Ｃに対する支払原資を確保しておく必要があることや提訴された場合に遅延損害金の付いた敗訴判決を受けたり，財産を差し押さえられる危険があることは説明しなかった。

依頼を受けた弁護士Ｚは，Ａの代理人としてＣと交渉し，同年12月17日，ＡがＣに対して和解金50万円を分割して支払う内容の和解を成立させた（なお，Ａは，合計12万円を断続的に支払った後，平成23年３月20日に死亡したため，Ｃは残債務の支払を免除した）。

Ｙが，①時効待ち方針を採った場合，Ｃから提訴され，遅延損害金の付いた敗訴判決を受け，強制執行がなされるリスクがあることなどについての説明を怠り，②回収した過払金を原資としてＣに対する債務を弁済することが十分可能であったにもかかわらず，長期間にわたり債務整理を放置したことにより，遅延損害金が増加するなどの損害が生じたほか，精神的苦痛を被ったとして，平成22年３月16日，Ａは，Ｙに対して，債務不履行に基づく損害賠償金455万4029円（内訳，経過利息相当額15万4029円，慰謝料400万円，弁護士費用40万円）及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

２　第１審及び原審の判断

第１審（鹿児島地名瀬支判平成23年８月８日）[2]は，Ｙが，Ａに対して，終局的解決が遅れ，提訴された場合に遅延損害金の付いた敗訴判決を受ける危険性があることなど，時効待ち方針を採ることのデメリット，及び残元本債務の弁済によってＣに対する債務整理の早期終了が可能であることを説明しなかったことを理由に，Ｙには説明義務違反が認められるとして，Ｘの請求を一部認容した（認容された損害は，慰謝料20万円，弁護士費用２万円）。

原審（福岡高宮崎支判平成23年12月21日）は，前記事実関係をもとにして，Ａが，Ｙから時効待ち方針を採ることなどの説明を受け，Ｙの採る方針に異議を述べず，その方針を黙示に承認したことなどを理由に，Ｙに説明義務違反があったとは認められないとして，Ｘの請求を棄却した。そこで，Ｘは上告受理を申し立てた。

---

[2] 第１審の認定事実が原審と異なることについて，前掲注１）参照。

【上告受理申立て理由】

原判決には，法律上導かれる説明義務の対象・内容に関する解釈に重大な誤りがある。

【判決理由】

「本件においてＹが採った時効待ち方針は，ＣがＡに対して何らの措置も採らないことを一方的に期待して残債権の消滅時効の完成を待つというものであり，債務整理の最終的な解決が遅延するという不利益があるばかりか，当時の状況に鑑みてＣがＡに対する残債権の回収を断念し，消滅時効が完成することを期待し得る合理的な根拠があったことはうかがえないのであるから，Ｃから提訴される可能性を残し，一旦提訴されると法定利率を超える高い利率による遅延損害金も含めた敗訴判決を受ける公算が高いというリスクをも伴うものであった。

また，Ｙは，Ａに対し，Ｃに対する未払分として29万7840円が残ったと通知していたところ，回収した過払金からＹの報酬等を控除してもなお48万円を超える残金があったのであるから，これを用いてＣに対する残債務を弁済するという一般的に採られている債務整理の方法によって最終的な解決を図ることも現実的な選択肢として十分に考えられたといえる。

このような事情の下においては，債務整理に係る法律事務を受任したＹは，委任契約に基づく善管注意義務の一環として，時効待ち方針を採るのであれば，Ａに対し，時効待ち方針に伴う上記の不利益やリスクを説明するとともに，回収した過払金をもってＣに対する債務を弁済するという選択肢があることも説明すべき義務を負っていたというべきである。

しかるに，Ｙは，平成18年７月31日頃，Ａに対し，裁判所やＣから連絡があった場合にはＹに伝えてくれれば対処すること，Ｃとの交渉に際して必要になるかもしれないので返還する預り金は保管しておいた方が良いことなどは説明しているものの，時効待ち方針を採ることによる上記の不利益やリスクをＡに理解させるに足りる説明をしたとは認め難く，また，Ｃに対する債

務を弁済するという選択肢について説明したことはうかがわれないのであるから，上記の説明義務を尽くしたということはできない。そうである以上，仮に，Ａが時効待ち方針を承諾していたとしても，それによって説明義務違反の責任を免れるものではない。」

田原睦夫裁判官，大橋正春裁判官の補足意見があるほか，裁判官全員一致の意見で，破棄差戻し[3]（大橋正春，田原睦夫，岡部喜代子，大谷剛彦，寺田逸郎）。

【研　究】

一　はじめに

本判決は，弁護士の依頼者に対する説明義務について初めて判示した最高裁判決である。

弁護士と依頼者の間で締結される契約の多くは法律行為やそれ以外の事務処理の委託であり，しかも，弁護士は裁量を有している。したがって，弁護士と依頼者の間で締結される契約の多くは，委任・準委任契約と性質決定される。本判決も，ＡＹ間で締結された債務整理に係る契約が委任契約であることを前提としている。委任契約上，弁護士であるＹは，依頼者であるＡに対して，善管注意義務（民法644条）及び報告義務（民法645条）を負うことになるが，これら委任契約に基づく義務と弁護士の依頼者に対する説明義務がどのような関係にあるのかが問題となる。

また，専門家を「法律に基づいて一定の資格が認められているものであり，契約の相手方である依頼者に対し，特殊領域の高度な情報を提供することを業とするもの」[4]とすると，弁護士はまさに専門家である。学説においては，専門家責任の意義と関連付けて，説明義務は専門家に特有の義務であると論

[3] 差戻控訴審（福岡高判平成25年10月３日判時2210号60頁）は，Ｙの説明義務違反による債務不履行責任を前提として，Ａの損害の有無及び金額について審理し，第１審と同じく慰謝料20万円，弁護士費用２万円の損害を認め，控訴を棄却した。これに対して，Ｙが上告及び上告受理の申立てをしたが，平成26年３月６日，上告棄却及び上告不受理決定が下されている。

じられることがある。そのため，弁護士の委任契約関係にある依頼者に対する説明義務を専門家責任に特有の義務と捉えるべきかも問題となる。

そこで，以下では，これら２つの問題を意識しつつ，弁護士の依頼者に対する受任後の説明義務の形式的・実質的根拠を考察したうえで（二），この説明義務の具体的内容を分析・検討し（三），本判決の射程を検討する（四）[5]。

二　受任後の説明義務の根拠

１　下級審裁判例

従来の下級審裁判例[6]における弁護士の依頼者に対する説明義務の形式的根拠を分析すると，必ずしもはっきりしないものもあるが，次の４つに分類することができる。

(a)　委任契約上の善管注意義務（民法644条）を根拠にするもの〔①東京地判昭和54年５月30日判タ394号93頁（弁護士は，善管注意義務を適切に履行するために，時宜に応じて事件の進行状況すなわち委任事務処理の状況を報告し，事件処理について依頼者の意向が十分反映されるように努めるべきであるとする。），②大阪地判平成５年９月27日判時1484号96頁（弁護士には，いかなる手段を具体的に講じるかを依頼者が決めるために助言・指導（アドバイス）する義務があり，この義務違反は委任契約上の善管注意義務違反になるとする。），③大阪地判平成11年２月15日判時1688号148頁（弁護士は，時宜に応じて事件の進行状況，委任事

4　川井健「『専門家の責任』と判例法の発展」川井健編『専門家の責任』４頁（日本評論社，1993年）。

5　賠償されるべき損害の内容については，吉永一行「判批」民商149巻２号188頁（2013年）参照。

6　弁護士の依頼者に対する説明義務を含めた，弁護過誤に関する裁判例を分析する文献として，加藤新太郎『弁護士役割論［新版］』（弘文堂，2000年），坂口公一「弁護過誤をめぐる裁判例と問題点」判タ1235号66頁（2007年），髙中正彦『判例弁護過誤』（弘文堂，2011年）等がある。

務処理の状況を正確に誤解のないように報告して依頼者に理解させ，事件処理について依頼者の意向が遺漏なく反映されるように努めるべき注意義務を負い，この義務違反は善管注意義務違反になるとする。)，④大阪地判平成13年１月26日判時1751号116頁（貸金債権の回収を受任した弁護士が債権者代位権の行使について助言しなかったことを，善管注意義務違反とする。)，⑤東京地判平成17年３月23日判時1912号30頁（弁護士の善管注意義務には，依頼者に対して，事件の進行状況，見込み等を適宜報告し，依頼者の利益を図り，その意向が反映されるような措置を講ずることが包含されるとする。）［以上，責任肯定］，⑥東京地判平成17年６月24日判タ1194号167頁（弁護士は，善管注意義務の内容として，依頼者に対して適切な判断をすることができるように情報を提供すべき義務を負担しているとする。）［責任否定］〕。

(b) 委任契約上の報告義務（民法645条）を根拠にするもの〔⑦東京地判平成16年７月９日判時1878号103頁（和解契約締結の事前・事後に弁護士から依頼者にその旨の報告がなされていないことを，委任事務処理状況の報告義務，顚末報告義務の懈怠とする。）［責任肯定］，⑧千葉地判平成８年６月17日判時1620号111頁（弁護士には，委任者に適宜審理の進行状況を報告し，事件の処理方針について打ち合わせ，和解の内容及びその結果について委任者に説明し，和解の諾否について委任者の意向を十分反映させるように努める報告・説明義務があるとする。）［責任否定］〕。

(c) 弁護士が法律業務の専門家であることを根拠にするもの〔⑨福岡地判平成２年11月９日判時1379号119頁（貸金返還訴訟を受任した弁護士には，法律業務の専門家として，依頼者が貸金の回収に向けていかなる手段を具体的に講じるかを決めるためのアドバイスをすべき義務があるとする。）［責任否定］〕。

(d) インフォームド・コンセントを根拠にするもの〔⑩東京地判平成10年２月５日判タ1008号178頁（和解内容についての詳細な説明がなかった

ことなどインフォームド・コンセントを欠如した状態で委任事件の処理がなされたという原告の主張に対して，和解条項は原告の意向を反映して作成されたものであり，原告はその内容を事前に了解・同意して和解期日に出頭したことを理由に，被告である弁護士がインフォームド・コンセントを欠如した状態で委任事件の処理を行ったとすることはできないとする。）［責任否定］〕。

以上のように，説明義務の形式的根拠は4つに分類されうるが，次の点に留意する必要がある。それは，下級審裁判例の多くが，説明義務は「依頼者の意向を反映させる」又は「依頼者がいかなる手段を具体的に講じるかを決める」ために課されると考えているということである。つまり，多くの下級審裁判例において，依頼者の意思決定の尊重が説明義務の実質的根拠になっている。

2　学説の状況

弁護士の依頼者に対する受任後の説明義務は，報告義務（民法645条）を形式的根拠として対応すべきと考えられてきたとされている[7]。そして，通説は，委任者の意見を求めることが「委任の本旨」に従うものである場合には，受任者は委任者の請求を待たずに報告義務を負うとする[8]。しかし，次に考察する事業者・専門家の顧客に対する説明義務の実質的根拠と関連して，専門家であることを説明義務の形式的根拠とする学説も存在する[9]。

学説においては，説明義務の形式的根拠に関する議論よりも，情報力・交渉力において優位に立つ事業者・専門家の顧客に対する説明義務の実質的根

7　加藤新太郎「判批」金判1427号11頁（2013年）。

8　我妻栄『債権各論中巻２（民法講義Ｖ$_3$）』677頁（岩波書店，1962年），幾代通＝広中俊雄編『新版注釈民法(16)』238頁〔明石三郎〕（有斐閣，1989年）。

9　鎌田薫「専門家責任の基本構造」山田卓生＝加藤雅信編『新・現代損害賠償法講座３製造物責任・専門家責任』306頁（日本評論社，1997年）は，専門家の説明義務を，「依頼者との合意から直接に生ずる義務ではなく，専門家としての地位に基づいて生ずる義務」と解し，「説明・助言義務こそが専門家責任に特有の義務である」とする。

拠に関する議論の方が活発である。そこでは，事業者・専門家に顧客に対する説明義務が生じる実質的根拠として，次の３つが挙げられている[10]。

(a) 契約自由の前提となる当事者間の自由な意思決定と情報力の平等を実質的に回復するために，情報力において定型的に優位に立つ事業者・専門家には説明義務が課される。

(b) 契約の拘束力あるいは自己決定に基づく自己責任を正当化するためには，各人が自己決定できる情報環境が必要であり，情報力において劣位する者の自己決定を保障するために，情報力において優位する事業者・専門家には説明義務が課される。

(c) 高度に複雑化し，専門分化が進んだ現代社会においては，顧客は（事業者も含めた）専門家の有する知見・技能に依存せざるをえず，専門家は自らに対する信頼を基礎として事業を展開している。そこで，専門家には，専門家に対する社会的信頼に応えるべく，専門家として説明義務が課される。

これら３つの根拠の関係については，それぞれが重なり合って説明義務を基礎付けている場合も多いが，これらすべてを考慮するかどうか，とりわけ，専門家責任としての側面を考慮するかどうかによって，事業者・専門家の説明義務の成否や内容・程度が異なる場合が生じうるとされている[11]。

3　本件における各裁判所の判断

本件において，各裁判所は説明義務の形式的・実質的根拠を何に求めたのであろうか。

(1) 第１審は，「弁護士は，事件を受任した場合には，依頼者に対し，委任の本旨に従い，善良な管理者の注意をもって，委任事務を処理する義務を負う（民法644条参照）。そして，弁護士には，その執務における裁量性が認められるものの，事件処理における依頼者の自律的な意思決定を保障す

[10] 以下の分類に関して，横山美夏「説明義務と専門性」判タ1178号20-21頁（2005年）。
[11] 横山・前掲注10）21頁。

るためには，弁護士が依頼者に必要かつ十分な情報を提供する必要があるから，弁護士は，依頼者に対する説明義務を負う」と判示する。この判示の第１文と第２文の関係は明確でないが，第１審では，弁護士の依頼者に対する説明義務は，形式的には委任契約上の善管注意義務とは別の，依頼者の意思決定の尊重を実質的根拠として認められる義務であると解されているように思われる[12]。

原審は，「受任時における説明」と「事件処理の経過に関する説明」に分けて，弁護士の依頼者に対する説明義務について判示するが，後者，すなわち，受任後の説明義務の形式的・実質的根拠について明示していない。

(2) これらに対して，本判決は，弁護士の依頼者に対する受任後の説明義務を「委任契約に基づく善管注意義務の一環」であるとして，説明義務の形式的根拠を報告義務（民法645条）ではなく善管注意義務（民法644条）と解している。この点については，田原裁判官及び大橋裁判官の補足意見が明確に述べている[13]。このように，弁護士の委任契約関係にある依頼者に対する説明義務の形式的根拠は「委任契約に基づく善管注意義務」であることを明確にした点に，本判決の意義がある。

(3) ところで，下級審裁判例の大部分及び本件第１審判決は，依頼者の意思決定の尊重を説明義務の実質的根拠としていた。この点について，本判決はどのような立場を採っているのであろうか。

大橋裁判官の補足意見においては，「あらかじめ依頼者の承諾を得ることが必要」とあり[14]，依頼者の意思決定が顧慮されている。一方，田原裁判官の補足意見は，委任契約に基づく善管注意義務の一環としての弁護士の依頼者に対する説明義務は委任者の自己決定権とは直接関係しない旨を明示している[15]。これらに対して，法廷意見には以上のような説示はなく，判決文からは，依頼者の意思決定や自己決定権の尊重が説明義務の実質的根拠とされているか明らかでない。しかし，原審までの審理過程及び上告

[12] 第１審が委任契約上の善管注意義務とは異なると義務として説明義務を解していると考えられることについて，佐久間毅「判批」平成25年度重判解83-84頁（2014年）参照。

受理申立て理由において，自己決定権と関連付けた主張がなされているにもかかわらず，この点について本判決が全く言及していないことを勘案すると，本判決が依頼者の意思決定や自己決定権を尊重するために説明義務は課されると解しているようには見えない。

本判決同様，専門家の顧客に対する説明義務に関する判例として，医師の患者に対する説明義務を扱った最判平成13年11月27日民集55巻６号1154頁（以下,「平成13年判決」という）が存在する。本判決と平成13年判決は，執務における裁量性が認められている専門家の顧客に対する説明義務を扱っている点で共通する。しかし，平成13年判決と本判決は，以下の点で異なっている。平成13年判決には，医師の患者に対する説明は「当該療法（術式）を受けるか否かについて熟慮し，決断することを助けるために行われるものである」との説示や，医師には患者が「いずれの道を選ぶかについて熟慮し判断する機会を与えるべき義務があったというべきであ

---

[13] 田原裁判官は,「弁護士は，依頼者から法律事務の委任を受けた後は，途中経過についての報告義務を免除するなどの特段の合意がない限り，委任契約における善管注意義務の一環として，適宜に受任事務の遂行状況について報告し，説明すべき義務を負うものというべきである。殊に，委任事務の内容が財産の管理にかかわるものである場合，その財産管理の状況を適宜に報告すべきことは委任事務の性質上当然と言えよう。……（民法644条による直接の効果であり，同法645条の請求による報告義務とは別の義務である。本件では原審までの審理過程において，委任者の自己決定権との関係について双方が主張を闘わしているが，それとは直接関係しないものというべきである。)」と説示している。

また，大橋裁判官は,「法律事務を受任した弁護士には，法律の専門家として当該事務の処理について一定の裁量が認められ，その範囲は委任契約によって定まるものであるが，特段の事情がない限り，依頼者の権利義務に重大な影響を及ぼす方針を決定し実行するに際しては，あらかじめ依頼者の承諾を得ることが必要であり，その前提として，当該方針の内容，当該方針が具体的な不利益やリスクを伴うものである場合にはそのリスク等の内容，また，他に考えられる現実的な選択肢がある場合にはその選択肢について，依頼者に説明すべき義務を負うと解される。……こうした弁護士の依頼者に対する説明義務が委任契約に基づく善管注意義務の一環として認められるものであることは，法廷意見の述べるとおりであ［る］」とする。

[14] 前掲注13）参照。

[15] 前掲注13）参照。

る」との説示がある。これらの説示から，医師の患者に対する説明義務は患者の自己決定権を尊重するために課されているということができる[16]。これに対して，本判決では，「熟慮し，決断することを助ける」や「熟慮の機会を与える」と同旨の表現は一切用いられていない。以上のことから，次の点が鮮明となる。それは，弁護士の委任契約関係にある依頼者に対する説明義務は医師の患者に対する説明義務とは性質を異にしており，本判決は前者の説明義務を依頼者の意思決定や自己決定権と直結する問題としては扱っていない，ということである[17]。

三　説明義務の具体的内容

1　下級審裁判例

本判決を分析・検討する前に，以下では，従来の下級審裁判例がどのような基準に従って説明義務違反の有無を判断しているのかを確認する。

善管注意義務を説明義務の形式的根拠とし，依頼者の意思決定の尊重に関する説示のない裁判例④は，平均的な弁護士の水準に達しているか否かを判断基準とする。善管注意義務は受任者の職業・地位等において一般的に要求される水準の注意[18]であるから，裁判例④は善管注意義務の一般原則に従って説明義務違反の有無を判断しているといえる。

これに対して，依頼者の意思決定の尊重を説明義務の実質的根拠とする裁判例は，依頼者の意思決定に資する説明がなされたか否かを基準としている。具体的には，裁判例②は，弁護士が不動産明渡しの断行の仮処分手続を受任した事案に関して，「仮処分手続業務以外に，本案訴訟の提起や新たな仮処分手続を講じることなど，究極的な事件の解決を図る方策を依頼者に説明し，

---

[16]　中村也寸志「判解」『最高裁判所判例解説民事篇平成13年度（下）』724,728頁（法曹会，2004年）参照。

[17]　本判決の立場と専門家責任としての説明義務の関係については，後掲**三2(3)**で考察する。

[18]　我妻栄『新訂債権総論』26頁（岩波書店，1964年），幾代＝広中編・前掲注８）225頁〔中川高男〕。

依頼者の負担となる費用や着手金・報酬の額，不動産の占有の回復の可能性の程度，その手段を採ることの難易等の情報を提供し」たか否かを判断基準とする。また，裁判例⑨では，弁護士が貸金返還訴訟を受任した事案に関して，「訴訟業務以外に強制執行等の現実の回収を図る方策を依頼者に説明し，依頼者の負担となる費用や報酬の額，貸金の回収の可能性の程度，その手段を採ることの難易等の情報を提供し」たか否かが判断基準となっている。さらに，説明の程度に関して，裁判例③は，依頼者に理解させるに足りる説明を求めている。

2　本判決

(1)　本判決では，弁護士の依頼者に対する説明義務違反の有無を判断するための客観的基準は明示されていない。しかし，これについて，何らの手がかりもないわけではない。本判決はこの説明義務を委任契約に基づく善管注意義務の一環と解している。このことから，本判決において，説明義務の具体的内容は善管注意義務の一般原則に従って導き出されていると考えることができる。すなわち，本判決は，弁護士に対して，具体的状況のもとで弁護士として一般的に要求される水準の内容を依頼者に説明することを要求していると見ることができる。そこで，以下では，この観点から本判決が判示する説明義務の内容を分析する。

まず，債務整理に係る法律事務の遂行に際して時効待ち方針を採る場合には，「当該方法のマイナス面」として，原審が判示する「債務整理の終局処理に相当の時間がかかることが見込まれることや，消滅時効が成立するまでは利限残の支払債務が残り，裁判を起こされるかもしれない」ということを説明するだけでは，弁護士として一般的に要求される水準には達しない。この場合に弁護士として一般的に要求される説明の内容は，①債務整理の最終的な解決遅延という不利益，②債権者から提訴されて，法定利率を超える高い利率による遅延損害金を含めた敗訴判決を受ける公算が高いというリスクが伴うことである[19]。しかも，これらの不利益やリスク

を単に説明するだけでは一般的に要求される水準には達せず，これに達した，つまり，説明義務を果たしたと評価されるためには，③これらを依頼者に理解させるに足りる説明がなされなければならない。

さらに，債務整理事件処理にあたって，回収した過払金が弁済原資となりうるときには，原審が判示する，債権者から裁判を起こされた場合には連絡すれば対応すること，返金する預り金を弁済原資として残しておいた方がよいことを説明するだけでは，弁護士として一般的に要求される水準には達しない。このときには，回収した過払金をもって債権者に対する債務を弁済するという，債務整理のために一般的に採られている方法が選択肢として存在することの説明もまた，弁護士には一般的に要求される。

本判決は，債務整理事件処理の目的について何も示していない。しかし，いわゆる倒産法の目的（破産法１条，民事再生法１条，会社更生法１条参照）に鑑みると，債務整理事件処理の目的は，債務者の経済生活の再生を図ることにあるといえる。このように解すると，田原補足意見も述べるように，債務者の経済的再生の環境を整えることが債務整理事件を受任した弁護士の最大の責務であり，この責務を果たすために，「債権者からの取立ての不安を払拭し，安心して自らの再生への途を踏む体勢を整えること」が弁護士には一般的に要求されることになる。この観点から本判決を見ると，本判決が判示する説明義務の内容は，まさに弁護士として一般的に要求されるものと評することができる。

(2) 本件では問題とされていないが，弁護士から前記内容の説明がなされたうえで，依頼者が時効待ち方針を承諾した場合，弁護士の依頼者に対する説明義務は果たされたと評価できるかについては，時効待ち方針の適否[20]とも関連して，さらに検討を要する。

---

[19] さらに，田原裁判官は，債権者が上場企業等一定の債権管理体制を備えている企業の場合には，システム的に，債権の時効管理は厳格に行われていることを理由に，時効待ち方針によって債権が時効消滅することは通常予測しえないとしたうえで，時効待ち方針が奏功しない可能性が高いことについても説明すべきであるとする。

[20] 時効待ち方針の適否については，田原裁判官及び大橋裁判官の補足意見参照。

抽象的には以下のように考えられよう。委任契約において，委任者が示した事務処理方針又は委任者の指図が合理性を欠く場合，受任者は委任者にそれを指摘して再考を促す義務を負うと解されている[21]。加えて，法律の専門家である弁護士には，基本的人権を擁護し，社会正義を実現するという使命に基づき，誠実に職務を行い（弁護士法１条，弁護士職務基本規程１条，同５条参照），良心に従って，依頼者の権利及び正当な利益を実現すること（弁護士職務基本規程21条参照）が求められている。これらのことから，弁護士は，依頼者の要求をそのまま実現すればよいというわけではなく，事務処理方針に関する説明にもかかわらず依頼者が不合理な要求をする場合には，依頼者に翻意させるよう努力しなければならない。そして，弁護士の依頼者に対する説明義務を委任契約に基づく善管注意義務の一環とするならば，説明義務にはこの努力義務が含まれ，これが果たされていなければ，説明義務が果たされたとは評価されない。

(3) 依頼者の意思決定に資する説明がなされたか否かを基準とする前記下級審裁判例と本判決を比較すると，不利益やリスクの説明対象となる事務処理方針に相違はあるものの，それぞれが説明すべきとする内容及びその程度には類似性が認められる。このことから，本判決の要求する説明義務は，依頼者の意思決定に資するものでもあると評価することができる。しかし，本判決には，弁護士の依頼者に対する説明義務が委任契約に基づく善管注意義務の一環であることをこえた説示がない。したがって，本判決は，依頼者の意思決定や自己決定権と直結させて説明すべき内容を導出しているのではなく，善管注意義務の一般原則に従って，説明義務者の弁護士という属性からこれを導出していると考えるべきであろう。

説明義務の実質的根拠を専門家責任に求める学説は，専門家には自らに対する社会的信頼に応えるべく説明義務が課されるとする。本判決は，説明義務を委任契約に基づく善管注意義務の一環とするが，説明義務が専門

[21] 我妻・前掲注８）671頁参照。

家の専門性に対する信頼に応えるべく課されることを否定するものではないであろう。というのも，委任契約は受任者の知見・技能等に対する委任者の信頼を基礎とする契約である[22]からこそ，受任者には善管注意義務が課されるのであって，受任者が専門家であるならば，その専門性に対する信頼に善管注意義務の根拠を求めることができるからである。

学説には，専門家責任の特性として，善管注意義務とは別に，公益的見地から依頼者に翻意を促すための説明・助言義務が専門家には課されると指摘するものがある[23]。しかし，本判決に基づけば，少なくとも，弁護士の委任契約関係にある依頼者に対する説明義務に関する限り，善管注意義務とは別の専門家責任に特有の義務としてこれを観念する必要はない。なぜなら，前記のとおり，弁護士に関しては，委任契約に基づく善管注意義務の一環としての説明義務に，公益的見地から依頼者に翻意を促す義務を包含させることが可能だからである。

四　本判決の射程

債務整理における説明義務という観点から本判決の射程を検討すると，債務整理に係る法律事務を受任した認定司法書士も，以下の理由から，本判決が判示する内容の説明義務を善管注意義務の一環として負うと解すべきである[24]。まず，認定司法書士も裁量をもって債務整理に係る法律事務を受任しており，認定司法書士と依頼者の間には委任契約が存在する。そのため，認定司法書士は，依頼者に対して，委任契約に基づく善管注意義務を負っている。さらに，認定司法書士は，簡裁訴訟代理等関連業務を行うのに必要な能力を有すると認められた者であるからこそ，この業務を弁護士と同様に行うことができる。そうすると，債務整理事件を受任した認定司法書士には，同事件処理の目的を達するために，弁護士と同様の責務が課されるといえる。

22　我妻・前掲注８）653頁，幾代＝広中編・前掲注８）220頁〔中川〕参照。

23　鎌田・前掲注９）305頁。

24　加藤・前掲注７）13頁。

つまり，債務整理事件を処理する認定司法書士に求められる善管注意義務は，弁護士のそれと異なってはならない。

また，弁護士の委任契約関係にある依頼者に対する説明義務という観点から本判決の射程を検討すると，以下の指摘が可能である。本判決は，抽象的には，善管注意義務の一般原則に従って，弁護士として一般的に要求される説明として，事務処理方針の内容とそれに伴う不利益やリスクを依頼者に理解させるに足りる説明がなされたか，そして，他に考えられる現実的な選択肢がある場合にはその選択肢についても説明がなされたかを検討する。そのため，本判決の射程は，債務整理に限定されず，委任契約上の事務処理方針ついての説明義務一般にも広く及ぶ可能性がある[25]。この点においても，本判決は，実務上重要な意義を有していると評価することができる。

＊　脱稿後，瀬戸口祐基「判批」法協132巻３号523頁（2015年）に接した。

[25] 同様の指摘をするものとして，石井昭仁「判批」ビジネス法務13巻10号71頁（2013年），加藤・前掲注７）12-13頁，小笠原奈菜「判批」現代消費者法21号89頁（2013年），松浦聖子「判批」法セ708号120頁（2014年）。